

青果物流通標準化へ

パレットT11型に原則統一

農水省検討会

農水省は青果物流通標準化検討会の第2回会合を開催し、青果物流通標準化に向けたガイドラインの素案をまとめた。パレットはプラスチック製を推奨し、サイズを1100ミリ×1100ミリ（T11型）に原則統一するほか、品目ごとに標準的なダンボールサイズを設定。卸売市場への搬入におけるトラック予約システムの導入、納品伝票の電子化なども推進する。青果物の物流合理化、2024年から実施されるトラックドライバーの労働時間上限規制などに対応する。

昨年6月に政府が閣議決定した総合物流施策大綱に基づき、長年の課題である物流標準化を実現するための議論が加速化している。また2024年度からトラックドライ

てきたパレット導入をさらに発展させるほか、ダンボールなどの外装サイズ、外装表示、伝票類やコードなどの標準化に向け、全農など出荷団体、卸売市場業者団体、トラック業者団体、農水省および国土交通省担当部署で発足したもの。ガイドライン骨子は、「パレット」「外装サイズ」「場内物流」「コード」情報で構成される。そのうちパレットについては、原則的にサイズをT11型に、材質をプラスチック製に統一。利用

から回収までの運用はレンタルを基本とし、市場間転送の実態や業種断的なパレット標準化の動向等を踏まえ、引続き実効性の高いパレット循環体系の構築に向けて検討を続ける。さらに「青果物流通を持続するための変革にはパレット循環体制の構築が必須」として、パレット情報等の情報共有システムを構築し、導入を推進する。外装サイズについては実証試験や主産県と検討を行った品目（レタス、ネギ、タマネギ、ミカ

き・荷積み）の秩序形成、法令や契約・約款等を遵守した業務遂行の徹底に取り組む。あわせて特定産地でのパレット運用が始まる時は、パレット循環体系を検討するため、当該産地、市場関係者、パレットサプライヤーによる協議体制を構築する。コード・情報については、納品伝票の電子化では送り状および売買仕切書を優先に標準化する。紙や電話、FAXなどではなく、デジタル処理で業務完結をめざす。帳票の電子化や帳票にQRコードなどを記載することにより、検品業務などの負担軽減を図る。

今後はガイドライン骨子や検討事項のうち、当面、次の取組みを行う。

▽ガイドライン骨子等の周知（地方農政局などと連携し、ブロック別・道府県別に、産地、卸売市場、物流事業者などとの意見交換）

▽パレット循環体制構築のための適切なパレット管理に対する意識の醸成（仲卸などにおける周知体制構築、小売など納入先との連携のための環境整備）

▽場内物流改善体制の構築（東京・大田市場の取組みを先行例として各市場で展開できるように主要市場関係者等と協議）

▽トラック事業者へのアンケート調査

▽T11型パレット導入とこれに合わせた外装サイズへの変更に向けた実証（出荷団体と相談し、品目・地域を選定した上で実施）



パレット輸送は青果物流通標準化のカギを握る